事		1 7 中建審・請第 2 号審査請求事件
審		
審	查 請 求 人 住 所	
番 直 萌 水 の 内 台 建業確認処力の収力 指定確認検査機関 の分庁(不作為庁) 日本 E R I 株式会社		
審査請求に係る	建築物の敷地	
	16 136 12	準防火地域 第 1 種高度地区
	净筑十分的	
	用。途	
建		
築物		
1/3	建築面積	7 1 9 . 2 9 m 延 べ 面 積 2 4 3 9 . 2 2 m
建築審査会の処分(概要)		
	頭審査年月日	平成 1 7 年 1 1 月 2 日
		────────────────────────────────────
		上、安全上必要な範囲を超える」「『一般的な合理性があると認めら
		れるような程度・態様』ではない」盛り土をすることにより平均地
請		盤を高く設定している。
		また、本件計画建築物南側のからぼりは、周壁部分が建築物本体
		と 2m以上隔離しており、また、窓先空地、ミニバイク置場及び受変
	# 1	電設備部分が設置されていることから本来のからぼり機能と無関係
	求人の主張	゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
		きない「大規模な擁壁を有するからぼり」に該当し、計画建築物の
		地盤面は、からぼりの周壁部分が地面と接する部分ではなく、建築
		物本体が地面と接する部分を基準として算定されるべきである。
		これにより、 建築物の高さの限度(絶対高さ制限) 高度斜線
		制限、 日影規制、 建ペい率(地盤面からの高さが1mを超える部
		分が発生)制限に違反する。
処		地盤面とは、建築物がその周囲の地面と接する位置をいい、法上、
		盛土すること自体を禁止した規定、あるいは盛土したときは、旧地
		盤面から建築物の高さを算定すべきとすることを趣旨とする何らの
		規定も見られない。したがって、本件の地盤面及び平均地盤面は、
	分庁の弁明	
		建築基準法にいう「建築物」には、建築物本体のみならず、これ
		に附属する門若しくは塀等も含まれるのであり、このことからする
		と、建築物本体と構造的、機能的に一体の関係にある周壁を有する
		│からぼりは、その周壁も含めて「建築物」に含まれると解すべきで│ │

ある。本件の「からぼり」は、その周壁は建築物本体の壁面と梁で 連結されており、また、東京都建築安全条例の規定に基づく窓先空 地を兼ねている。この窓先空地は、避難という本件建物と個別とは いえない目的のために設けられるものである。したがって、建築物 と構造的・機能的に一体の周壁を有するからぼりであり、その周壁 が外側の地面に接する位置をもって「周囲の地盤と接する位置」と するのが相当であり、何ら違法ではない。

裁決年月日及び主文 | 平成17年12月7日 本件審査請求を棄却する。

> 法19条2項には敷地の衛生及び安全に関する盛り土の規定が存 在するものの、それ以外には特段に盛り土を規制する規定は置かれ ていない。したがって、盛り土や切り土が土地の利用方法として一 般に到底許容されない程度・態様にわたる場合は格別として、それ が土地の利用方法として一般的な合理性があると認められるような 程度・態様のものであれば、当該盛り土や切り土は法的に許容され ているものというべきであり、盛り土や切り土によって形成される 新たな地面を地盤面として法施行令2条2項の算定が行われるべき こととなる。

> 本件敷地の盛り土前の形状を見ると、東西方向に傾斜しており、東 側前面道路と接する部分と比較すると敷地西端は約 3.7m高くなっ ていること、上記の如き敷地形状に鑑みると、本件建築計画が前提 とする盛り土及び切り土自体が土地の利用方法として一般に到底許 容されない程度・態様にわたる場合にあたるとは言えないというべ きである。

決 裁 の 理 由

請求人らが引用する横浜地裁判決中の指摘によれば、横浜市所在 の物件に関してはからぼりの周壁が建築物本体から 2m以内の離隔 距離にしなければならないとする取扱基準が存在することが認めら れる。しかし、同基準はあくまでも行政としての取扱基準に過ぎず、 本件計画建築物の場合、横浜市の上記基準が適用されるものではな いことはもちろんのこと、横浜市と異なって安全条例の規定により 窓先空地(4m)の規制を受けることに鑑みれば、むしろ、からぼり が、窓先空地その他法令の制限を遵守する目的の下で確保される奥 行きを超えて、その本来の設置目的と異なる目的のために大きな奥 行きを確保したものと認められるような場合に初めて、建築物本体 と一体をなすものと見ることができないものと解すべきである。 本件についてみると、からぼりの底部及び周壁部分が建築物本体と

接続されていて一体となっていること、からぼりのうち 2mが避難通 路として、開口部の正面部分は 4mの窓先空地として、それぞれ確保 されていることが認められ、ミニバイク置き場などはその余の部分 の副次的利用方法として予定されていると認められることから、結 局本件からぼりが請求人ら主張のように建築物本体と一体とみることができない場合にはあたらないというべきである。

よって、請求人らの主張にはいずれも理由がなく、他に本件処分 を取り消すべき事由も存在しないことから主文の通り裁決する。

注)「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。